

大阪府貝塚子ども家庭センター長 様

大阪府貝塚子ども家庭センターの第三者評価
報告書

(令和 6 年度 12 月)

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関



一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

児童相談所第三者評価の実施方法

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関は以下の方法で大阪府貝塚子ども家庭センターの第三者評価を実施した。

●評価の方法

2020 年度厚生労働省調査研究事業「児童相談所における第三者評価 ガイドライン（案）」（三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング）を基に日本児童相談業務評価機関が改訂した「児童相談所における第三者評価ガイドライン(2024 年度版)」(以下ガイドライン)を用いて、次の方法で実施した。

1 各所アンケート

・ 自己評価アンケート

57 項目について、児童相談所職員それぞれに自己評価を行ったうえで所全体のとりまとめ評価を実施し、とりまとめ評価を所としての自己評価の結果とした。職員それぞれの評価ととりまとめ評価を評価員が送付を受けた。

・ こどもアンケート

当該児童相談所から措置を受けた小学 4 年生以上のこどもを対象に、施設措置中のこども、里親委託中のこども、在宅指導中のこども(児童福祉司指導は全対象、その他についてはアンケート実施期間中に面会のあったケース対象)に対してアンケートを実施した。各回答を集計し、結果を評価者が送付を受けた。

・ 関係機関アンケート

当該児童相談所から措置を受けたこども(全年齢対象)がいる施設、里親、また管轄市区町村を対象にアンケートを配布し、集計結果を評価者が送付を受けた。

2 事前準備資料

評価に必要と思われる次の資料を施設から徴し、評価者が精査した。

事業概要、研修計画、事務分掌、子どもに対する説明資料（権利ノート等）、その他必要と思われる情報 等

3 実地調査

- (1) 所長・マネジメント層からの全体説明
- (2) 援助方針会議傍聴
- (3) 個別事例ヒアリング
- (4) 新人職員ヒアリング(1～3年目の児童福祉司・児童心理司 等)
- (5) 新人スーパーバイザーヒアリング(SV経験の短い児童福祉司・児童心理司 等)
- (6) 施設見学
- (7) フィードバック

4 報告書の提出

●評価項目の評価

ガイドラインの評価基準に従い、各評価項目は、S～C の4段階で評価した。

評価ランクの考え方

評価ランク	評価基準
S	優れた取り組みが実施されている 他児童相談所が参考にできるような取り組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	取り組みが十分でない 「A」に向けた取り組みの余地がある状態
C	重点的に改善が求められる、または実施されていない

総評

(2024 年 8 月 5 日(月)～6 日(火) 実地調査実施分)

総評

○ 貴子ども家庭センター（以下、貴センター）は、全体として職員個々の力量が高く、とりわけスーパーバイザーの判断力の高さが感じられました。その職員個々の専門性の高さに加え、児童相談所全体として創意工夫ある実践を展開しようとされており、ソーシャルワークに対する高い意欲を感じることができました。子どもの最善の利益のために児童相談所として取りうる限りの方策を検討し、実現に向けて取り組もうとする姿勢には学ぶべきものが多いと感じました。子どもの行動の背景や家族の歴史を丁寧に紐解き、子どもや家族とともに考えようとする姿勢と実行力を高く評価したいと思います。さらには、児童相談所が活用する支援のためのツールが豊富であり、府の児童相談所全体の研究による蓄積が大きいものと感じました。これは大阪府の大きな強みであり、全国に向けてさらに発信していただきたいと期待します。

○ 職員同士の人間関係が良く、気軽に相談し合ったり、声を掛け合ったりするなど、職員にとって“サポートされている感覚”が持てる職場環境が実現できていると感じました。この点は職員ヒアリングでも、相談のしやすさや協力し合う関係性の強さが指摘されていました。こうした運営を実現できていることを評価したいと思います。

○ 子どもの権利ノートは子どもの年齢等に併せて複数作成され、面談時に権利ノートを持参してもらい、担当変更があれば新たな担当者を書き込むなど、子どもに繰り返し説明する機会や記憶に残るような配慮を行っていました。また、担当者が権利ノートについて子どもに説明したかどうかを決裁上で確認できるようになっており、組織として子どもの権利を守るための取り組みを進めておられることも高く評価したいと思います。

○ 保護者に対する説明は、ケースごとにわかりやすい視覚的資料を作成し、その資料をもとに説明がなされていました。相談の過程で、保護者の意見を丁寧に聴取して援助方針に反映されていると思いました。職員の創意工夫で作られる資料や、柔軟な発想をもとにした援助方針が立案できていることを高く評価したいと思います。一方で、その作業による残業時間が増えないように気を付けていただくことを望みます。

○ 家庭養育優先の原則に基づき、子どもにとって何が必要かを検討し、積極的に支援を行っていました。特別養子縁組の可能性のある子どもについて、積極的に児童相談所長による適格の確認申立を実施し、必要な支援を行っている点が評価できます。子どもへの説明ツールも豊富に用意されており、職員の力量の高さと熱意を強く感じました。民間あっせん機関との協働事例や、希望者には養子縁組成立後の支援が提供される仕組みも整えられており、幅広く家庭養育の推進を手掛けている点も評価できます。ただし、里親委託率が全国平均を下回っている状態が続いていることについては、本庁がリーダーシップを取って改善を図られることを望みます。

○ 施設措置ケースの担当部署を設けることで、施設への定期的な訪問や電話など、社会的養護の中で暮らす子どもたちへの支援を積極的に行っている点も評価できます。ただし、支援の内容によって担当課が変わり、児童福祉司も原則として変更となるため、担当者の異動と合わせると1年間で複数回の担当変更を経験する子どもがいることになります。支援が丁寧に引き継がれるような取り組みをさらに強めていただきたいと思います。なお、この点では、昨年度実施の中央子ども家庭センター（以下、中央センター）第三者評価を受けて、子どもを担当する児童心理司が一貫して関わることができるよう改善されており評価できます。

○ 市町村からの相談・支援に関しては、市町村支援に専従する市町村支援コーディネーターを配置し、市町村からの日常的な相談を受け、支援する体制がとられています。市町村アンケートの「日頃より市町村をバックアップするといった役割に基づく支援は得られている」との回答から、市町村との関係は良好のように感じました。しかし、別の市町村のアンケート回答で「担当者が不在のことが多い」といったコメントがありました。市町村支援コーディネーター 1 人で管内 12 市町村をカバーするのは大変だと思われます。職員を複数配置することにより、丁寧な対応が可能になると思いますので、増員に向けた検討を望みます。なお、市町村からのアンケートの中に、「積極的に情報提供されることは少ない」「一時保護や措置解除後の支援について市町村との協議が十分でないケースがある」「地域に任せられる場合がある」といったコメントがあったことについては改善の取り組みが必要だと考えます。

○ 組織分割により各部署の役割が固定的になっており、他の課の業務内容が相互に見えにくくなっています。そのため児童相談所のソーシャルワークについて、個々の職員が全体としての流れを見る視点が薄くなるのが懸念されます。他の課の業務内容について知る機会を意識的に設ける必要があると思われます。例えば、援助方針会議や事例検討の場にてできるだけ広く職員が参加し、他課の担当事例について把握したり検討したりすることができるようにすることが考えられます。児童相談所のソーシャルワーク全体を理解し見通すことができる機会を意識的に設けていただくと良いと思います。

○ 援助方針会議は、他者の経験から学ぶ貴重な機会であり、職員全体のスーパーバイズの場の一つとも言えます。少なくとも同一の課内では互いのケースの状況を把握し合うことが必要であり、他課のケースの動きを知り合ったり、相互に意見を交換し合える場が必要だと感じます。長期的な視点で人材育成にも有用であると考えますので、援助方針会議をより広範な職員参加のもとで開催する工夫を検討されると良いと考えます。

○ 課によっては児童心理司のスーパーバイザーが配置されておらず、身近に相談できたり、心理診断の具体的な実施方法や解釈等について直にアドバイスを求める機会が得にくいと思われました。各課に児童心理司スーパーバイザーが配置できるような人事体制の構築が必要であると考えます。

○ スーパーバイザーの力量の高さを感じる一方で、その負担は大きいとも感じました。スーパーバイザーの役割のうち、援助方針会議でケースの報告をスーパーバイザーがされていることが印象に残りました。これについては、できるだけ担当者が報告をするようにされたほうが、担当者としての力量も向上できるのではないかと感じました。

○ 進行管理については、課長の責任において管理がなされているようです。課長個々の力量の高さがこれを可能としているものと思われます。しかし、管理職の職責とするだけでなく、より体系的な進行管理にすることで漏れがなくなるのではないかと感じました。例えば他の自治体では、進行管理の会議を定期的に持ち、そのための一覧表を作成する担当者を設けたり、進行管理頻度を区分するための一定の基準を設けるなどの方法を取っているところもあり、貴センターにおいても体系的な整理が必要ではないかと感じました。

○ 弁護士の定例相談は月二回程度（1回あたり2時間）にとどまっていた。また、精神科医師についても、所には月二回非常勤嘱託医が来たり、一時保護所に月に4回程度の勤務があるとはいえ、専門的相談体制としては不十分ではないかと感じました。弁護士や医師などの専門職が、援助方針会議に定期的に参加したり面談等に立ち合うことにより、多角的視点からの助言が期待できます。医師、弁護士等の勤務増を検討されるとよいと考えます。

○ 児童福祉司及び児童心理司の配置が、国配置標準数に対して大幅に不足しています。この現状で、子どもと家族に対する丁寧な支援や、関係機関の期待に応え得るケース対応を遂行することはそもそも困難であると感じました。人員配置増に向けた確実な対策をとられることと、休職を防ぐための更なる対策を求めたいと思います。

取組み主体	課題、取組むべき事項、具体的な取組み内容の提案 等
職員	○ 援助方針会議の報告は、スーパーバイザーではなく担当者がすることで、担当者の力量の向上につながるのではないのでしょうか。 ○ 市町村や施設のアンケート結果からは、職員により対応が異なることが指摘されていました。できる限り個々の職員による対応の差が生じないように、課内で情報共有しながら対応を進めていただきたいと思います。
児童相談所	○ ケースの状況によって担当児童福祉司、児童心理司が変更となり、子どもや保護者にとって負担になっている可能性があるため、できる限り負担を軽減できるように引き継ぎを丁寧に行うなど、さらに取り組みを強化されるとよいと考えます。 ○ 援助方針会議に、担当者だけではなく多くの所員が参加することで、互いのケース対応について把握する機会となります。また、一時保護所も参加することで、子どもの意見表明や行動診断の確認の場になります。さらに、他の職員が出席することで OJT にもなると思われるので、援助方針会議をより広範な職員参加の下で開催する工夫を検討されるとよいと感じます。
設置自治体	○ 人員配置基準を満たすための適切な職員採用と人員配置を実現してください。 ○ 児童心理司のスーパーバイザーを増員してください。 ○ 市町村支援担当児童福祉司を増員してください。 ○ 高年齢児のうち、特に施設不適應になった子どもの生活の場が不足しており、最善の支援を提供できていない状況が見られます。当該児童らが生活できる施設の増設を検討し、より積極的に児童自立生活援助事業を実施されることを期待します。 ○ 府として里親登録数増加、里親委託率向上に向けた取り組みを強化してください。
国	○ 自治体が児童相談所職員の人材を適切に確保できるように、さらに支援を強化してください。 ○ 職員が増えていくなかで、施設ハード面への財政的な支援を強化してください。

第Ⅰ部 子どもの権利擁護と最善の利益の追求

－職員一人ひとりが、子どもが権利の主体であることを意識した対応を行っているか

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.1	子どもへの向き合い方は適切であるか	A
No.2	子どもの権利についての説明を適切に行っているか	A
No.3	様々な場面で子どもに対する説明と意見聴取、記録の作成を適切に行っているか	A
No.4	子どもの意見や意向を尊重する対応を行っているか	A

第Ⅱ部 児童相談所の組織

－児童相談所の機能を果たすために必要な体制が確保され、組織としての取組みが行われているか

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.5	児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されているか	B
No.6	組織的な判断や対応が行える組織運営・体制となっているか	A
No.7	職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいるか	A
No.8	児童相談所の業務の質の向上、効率化のための取り組みを実施しているか	A
No.9	児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員等の職員に必要な専門性が確保されるための取り組みを行っているか	A
No.10	情報の取り扱いが適切に行われているか	A
No.11	児童記録票等、必要な記録が適切に作成・管理されているか	A

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理

－虐待から子どもの生命を守ることを第一とした判断・対応が行えているか

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.12	相談・通告の受付体制が確保されているか	A
No.13	相談・通告のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ的確に行っているか	A
No.14	受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか	A
No.15	子どもの生命を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか	A
No.16	一時保護の要否について適切な判断及び迅速な対応が行えているか	A
No.17	アセスメントに必要な調査が行えているか	A
No.18	アセスメントが適切に行われているか	A
No.19	特にリスクの高いケースについて、必要十分な調査及びアセスメントが行われているか	A
No.20	援助方針会議が、適切な頻度・タイミング、体制で開催されているか	B
No.21	援助指針(援助方針)の決定に際し、組織的に適切な判断が行われているか	A
No.22	援助指針(援助方針)の内容は適切か	A
No.23	市区町村(中核市および特別区を含む)がかかわるケースについて、援助指針(援助方針)に関する市区町村への説明や意見反映等を行っているか	A
No.24	在宅指導中の子どもと保護者に対する支援は適切に行われているか	A
No.25	指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われているか	A
No.26	指導や措置を行っているケースについて、市区町村に対する情報共有を適切に行っているか	A
No.27	児童相談所の所管の決定に関し、十分な検討が行われているか	A
No.28	「情報提供」または「ケース移管」を行う児童相談所における手続きが適切に行われているか	A
No.29	「情報提供」または「ケース移管」を受ける児童相談所における手続きが適切に行われているか	A

第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援

－社会的養護で生活する子どもへの支援の質を高め、子どもの権利を擁護しているか

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.30	社会的養護を必要とする子どもの援助指針(援助方針)の決定に関する判断・調整は適切に行われているか	A
No.31	里親委託・入所措置等による援助を開始するにあたり、援助者と十分な協議を行っているか	A
No.32	措置開始や措置変更等による援助内容の変更の際には、子どもの負担が少なくなるよう配慮した対応を行っているか	A
No.33	里親や施設等が行う援助内容等に関して必要な確認・助言・支援等を行っているか(指導委託・あっせん・里親委託・入所措置等)	A
No.34	援助指針(援助方針)の見直しが適切に行われているか	A
No.35	自立支援計画の見直しが適切に行われるよう、里親・施設との連携を密に行っているか	A
No.36	面会・通信制限や接近禁止命令は、適切な判断・手続きのもとで行われているか	A
No.37	里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事案が発生した場合に、適切に対応しているか	A
No.38	一時帰宅における対応が適切に行われているか	A
No.39	措置や指導等の終結の判断が、慎重かつ適切に行われているか	A
No.40	措置の解除後の援助について、十分に協議・調整をしているか	A
No.41	入所措置や一時保護の解除時及び解除後の子ども等に対する支援は適切に行われているか	A
No.42	こどもの状況に応じ、児童自立生活援助につなげ、必要な支援等を行っているか	A
No.43	18歳以上について、支援を行っているか	S

第Ⅴ部 社会的養育の推進

－家庭養護や養子縁組、家庭支援などの社会的養育を推進するための取り組みが行えているか

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.44	家庭養護を推進するためのフォスティング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか	A
No.45	養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われているか	S
No.46	養子縁組成立後も必要な支援等を行っているか	A

第Ⅵ部 家族とのかかわり・家族への支援

- － 子どもの権利・最善の利益の擁護のために家庭と向き合っているか
- 家族に対して必要な支援が行えているか

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.47	適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っているか	S
No.48	保護者の理解・同意を得られるよう努めているか	A
No.49	保護者への在宅指導は、計画に基づき適切に行われているか	A
No.50	親子関係再構築に向けた適切な指導・支援を行っているか	A

第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携

- － 児童相談所の機能を発揮するための連携体制を構築しているか
- 児童相談所の機能・専門性を活かした地域支援を行っているか

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.51	関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか	A
No.52	児童相談所と市区町村との連携強化を図るための取り組みをしているか	A
No.53	市区町村からの相談等について、迅速かつ適切に対応しているか	A
No.54	市区町村が行う相談対応・調査・指導に対し、必要な支援等を行っているか	A
No.55	要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか	A
No.56	市区町村の子ども家庭相談等を行う職員の資質向上に関する取り組みを実施しているか	A
No.57	児福審からの意見聴取や報告を適切に行っているか	A